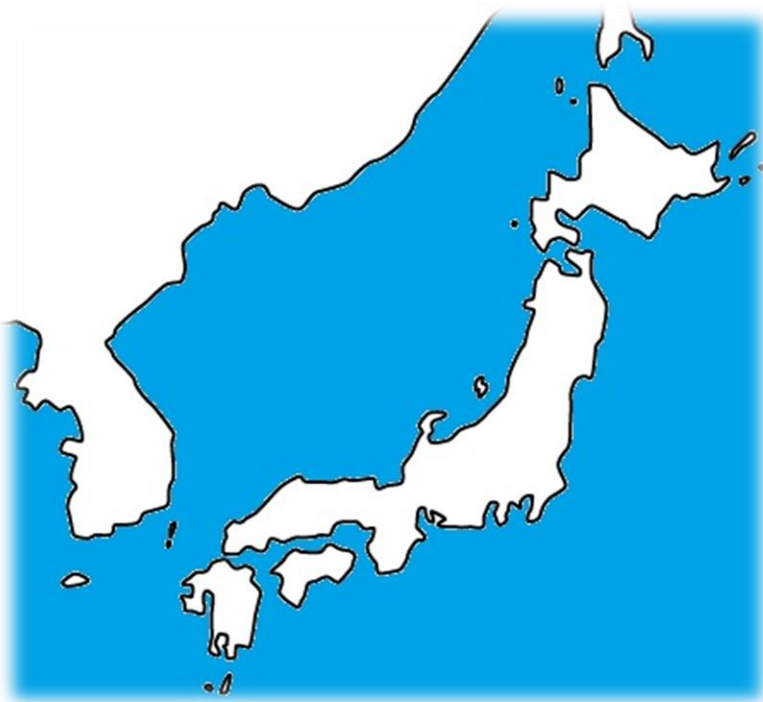


変わるべきは何か 憲法9条と北朝鮮



太田昌克氏
(共同通信編集委員)

5月11日(金) 18:00 開場
18:30 開演

IKE・Biz としま産業振興プラザ[®] (旧勤労福祉会館)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-37-4

池袋駅西口より徒歩約10分、南口より約7分。地図は裏面

6階 多目的ホール

参加費 500円(資料代) 予約不要

講師 あおたまさかつ
太田昌克氏 (共同通信編集委員)

コーディネーター くぼきたいち
久保木太一弁護士

主催 城北法律事務所 (豊島区西池袋1-17-10 6階)

問い合わせ: 03-3988-4866 (代表)

ご案内

昨年の「国難解散」の結果、衆議院の総議席数の3分の2以上の多数を占めた改憲勢力は、いよいよ今年を「憲法改正」の正念場と位置づけ、改憲案の国会の発議に向けた動きを具体化しようとしています。安倍首相も政治生命を懸ける意気込みで、「憲法改正」、特に憲法9条の改正に意欲を示しており、その根拠に昨今の東アジア情勢が使われています。

特に北朝鮮は、核兵器や大陸間弾道ミサイルの開発を行っているとの報道されており、これを「脅威」ととらえるのも当然です。

しかし、北朝鮮は本気で戦争を望んでいるのでしょうか。朝鮮戦争がいまだに「休戦状態」にすぎない状況において、日米軍事同盟や米韓合同軍事演習などは北朝鮮にとって「脅威」として作

用していないでしょうか。この情勢を解決するために求められるのは憲法9条改憲でしょうか、それとも圧力一辺倒の外交政策の転換でしょうか。

1965年に創立以来、一貫して平和と人権を守る取り組みを行ってきた城北法律事務所では、憲法改正に反対の立場から、憲法改正問題について考える材料を市民の皆さんに提供し考える場として、今回の学習会を企画いたしました。

今回は、核兵器の問題をテーマに執筆活動を行い、北朝鮮情勢にも詳しい共同通信の太田昌克氏を講師にお迎えし、5月にも予定される米朝首脳会談の行方も含めて、核開発問題の歴史や現状、日本が取りうる外交的手段などについてお話をうかがいます。

講師プロフィール

1968年富山県生まれ。早稲田大学卒業後、共同通信社入社。広島支局、ワシントン支局などを経て現職。政策研究大学院で博士号（政策研究）。最新書に『偽装の被爆国』（岩波書店）。ボーン・上田記念国際記者賞、平和・協同ジャーナリスト基金賞を受賞。早稲田大学と長崎大学で客員教授を兼務。

城北法律事務所ご案内

城北法律事務所は、1965年に東京23区西北部（豊島・練馬・板橋）に根差した法律事務所として創立されました。創立以来、平和と人権を守ることを理念に、多くの皆様に信頼され、様々な事件を解決してきました。現在は27名の弁護士が所属し、東京23区西北部を中心に親切・丁寧を旨として弁護士活動を行っています。

弁護士事務所はハードルが高いという意識を持たれず、お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

会場案内図

としま産業振興プラザHPより

